

平成30年度

第4回岡山市男女共同参画専門委員会要旨

- 1 日 時 平成30年8月6日（月）午後3時～午後5時30分
- 2 場 所 岡山市役所本庁舎3階 第1会議室
- 3 出席委員 中塚委員長、小松委員、角田委員、高田委員、原田委員、日笠委員、藤田委員、松井委員、光岡委員
- 4 出席職員 （女性が輝くまちづくり推進課）
逢澤参事、奥野参事監、祇園館長、岩井課長補佐、高村主査、植木副主査
- 5 傍聴者 1名
- 6 議 事
(1) 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例改正について
(2) その他
- 7 配布資料
資料1 第3回専門委員会でのご意見及び対応（案）
資料2 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例改正原案（見え消しVer. 2）
- 8 会議の状況
議題1 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例改正について

○主な意見

<前文>

- ・1段落目「我が岡山市は、瀬戸内の温暖な気候と多様で豊かな自然に恵まれ、歴史的に数多くの先人の活躍により…」にしたらどうか。
→先人が歴史的な人のことなので、二重になるのではないか。
- ・「歴史的に数多くの人」とすれば、二重にならない。
- ・先人は、歴史の中で功績を残した人なので、「歴史的」は不要ではないか。
→「豊かな自然に恵まれ、数多くの先人の活躍により」とする。
- ・2段落目「自立した生き方を提唱する者」を「提唱した者」に、「果敢に挑戦する者」を「挑戦した者」にと過去形にしたほうがいい。
- ・2段落目の「性別等にとらわれず」の等を入れると、障害、年齢など性別以外のことも入るので、ぼやけてしまう。
- ・実際、先人はどのような事を提唱したのか。
→ここでは男女平等を指すので、「性別にとらわれず」に修正する。
- ・3段落目に2か所出てくる「男女平等」の前の方は、過去に取り組んできたことなのでこのままでいい。後ろの真の男女平等はそのままでもいいのか。
→これから先に向かってのことなので、従来の「男女平等」だけではない。ここは、「男女共同参画社会の実現」に置き換えてはどうか。
- ・「男女共同参画社会」に置き換えるなら「真の」という言葉は不要ではないか。「男女共同参画社会の実現」ではなく、「男女共同参画社会の形成」がよいのではないか。

→「男女共同参画社会の実現」のままとする。

- ・ 3段落目の「性別等に起因する差別や偏見」という書き方では、性の多様性のこととはわからない。一般の人は男女のことだと思う。「多様な性のあり方に対する差別や偏見」または、「性のあり方に起因する差別や偏見」とすれば、はっきりわかる。
- ・ 3段落目の「性別による固定的な役割分担意識に基づく制度や慣行等は依然根強く」は、男女のことと考えてよいが、「配偶者等からの暴力や性別等に起因する差別や偏見など」はそれだけではないのに、一般の人が読んだら男女のことだと思ってしまう。
→第2条で「性別等」には性自認、性的指向を含めると定義して「性別等にかかわらず」という書き方にしているが、わかりにくいということであれば、次の委員会までに表現を考え直す。⇒案には、「性別等にかかわらず」が何か所も出てくるので、すべて見直すこととした。
- ・ 3段落目の「制度」を「社会制度」にしたほうがいいのか。
- ・ 「制度」でも「社会制度」でも、法的に意味が変わるわけではない。
→「社会制度」に修正する。
- ・ 「男女平等」という概念は歴史的に古いが、男女共同参画社会という概念はまだ新しいので、3段落目の「未だ」という言葉は不要ではないか。
→「未だ」を削除する。
- ・ 岡山市の条例なので、3段落目の「男女平等の実現に向けた…」の前に「岡山市」と入れ、文章を2つに分けたらどうか。「日本国憲法において個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、岡山市でも男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきた。しかし、性別による…」としたらいいのではないか。
- ・ 4段落目の「多様性を認め合い」は、障害や年齢のことも含むことになる。今回改正するのは男女共同参画の条例なので、性の多様性についての内容が必要である。「性別等にかかわらず」を削除し、「すべての人が多様な性を認め合い」とすると、今回の趣旨がはっきりわかる。
→「性別等にかかわらず」という表現の見直しと合わせて検討する。
- ・ 5段落目の「一人ひとりの個性が輝く」は、このままでいいのではないか。
- ・ 5段落目「先人たちの功績に恥じぬよう」を「先人たちの功績を礎にして」の変更は問題ない。

<全体>

- ・ 意見なし

(「性別等にかかわらず」が出てくる箇所は、すべて見直すこととした。)

<2条(定義)>

- ・ 「性別等」を文章の中に入れると、障害や年齢など性別以外のことも入るので、変えないといけない。「性別等」を定義づけするのではなく、「性別等にかかわらず」を「性の多様性を認め」に変えて、「性の多様性」を定義づけするならいいのではないか。
- ・ 「男女」をすべて「性別等」に置き換えるのではなく、文章により表現を変えた方がいいのではないか。
→「性別等にかかわらず」が出てくる箇所は、すべて見直すこととした。

<第3条(基本理念)>

- ・ 第2号の「生き方が選択できること」を「生き方を選択できること」に変えたほうがいい。
- ・ 第4号の「市における政策」は「施策」としたほうがいいのではないか。
- ・ 政策は広い概念で使うので、その中の一つを表現するときは、施策になる。
- ・ 「基本理念にのっとり推進しなければならない」と記載されているので、3条の第1号～7号にある「性別等にかかわらずすべての人」という記載は不要でないか。必要などころは残せばいいと思う。
→「性別等にかかわらず」が出てくる箇所は、すべて見直すこととした。

- ・第6号は、今回の修正で追加した「男女共同参画社会の形成は国際社会における…」を削除しても、「国際社会における取組と強調、連携して行われること」と表現したら、内容が理解できるのではないかと。

<第6条（事業者の責務）、第15条（家庭生活等と職業生活の両立支援）>

- ・「ワーク・ライフ・バランス」という言葉は、文言としては市民権を得ているので、どこか1か所でも入っているといいと思う。
- ・一般的には、ワーク・ライフ・バランスは職業生活と家庭生活の調和と訳することが多いが、第6条は事業者の責務であり、両立できるように支援することが必要であるため、このままでいい。「調和」と「両立」は異なる。
→第15条は家庭生活と職業生活の両立支援であり、条文に「調和」を入れるのはそぐわない。入れたほうがいいのかということであれば、条文ではなく前文に入れるのはどうか。
- ・現在の課題としてとらえるなら、前文の3段落目の「配偶者等からの暴力」のところに入れてもいいのではないかと。
- ・第6条の表現を変えて、「調和できるよう職場環境を整備するために両立を支援する」、「両立を支援し、ワーク・ライフ・バランスを目指す」などにすれば、ワーク・ライフ・バランスという言葉を入れることができる。
→前文に「ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）」を入れ、条文には入れないことと了承。
- ・全体の中のどこか、前文でもいいが、「性のあり方による差別を解消する」ことが入っていたほうが、新しく変わったことがわかる。

<第7条（教育の責務）>

- ・第7条ができたときには、男女平等の教育を想定していたが、現在では、LGBTについて子どもたちが理解することが必要であり、そういう視点を入れるべきである。
→入れる文言について、再度検討する。

<第18条（市民に表示される情報に関する措置）>

- ・「性別等に起因する偏見や差別」を「性的指向や性自認等による偏見や差別」または、「性のありかたに対する偏見や差別」と書くとはっきりする。
→入れる文言について再度検討する。

<その他>

- ・第21条第3項第3号の「警察」は「警察署」、第25条の「警察官」は「警察署」ではないか。「市相談支援センター又は女性相談員」は相談支援センターだけでいいのではないかと。
→DV防止法と同じように記載している。女性相談員は、地域子ども相談所の相談員のことである。このまま変更しない。
- ・第32条の第3項は市長が委嘱するので、「委員を、再任することができる」がいいのではないかと。
→他の条例にもある項目なので、確認する。

○事務局から説明

第6条の2項に男女共同参画施策だけでなく、調査も協力するよう入れたらいいのではないかと
いう意見を、委員会終了後にいただいたが、調査も施策の中に入っているととらえ、このままでいいと考えていることを説明

○主な意見

- ・「調査」と「施策」ではレベルの差があるので、ここに並べて入れないほうがいい。

○事務局から説明

災害対応において、男女共同参画の視点を入れることについての条項を入れたらいいのではという意見を委員会終了後にいただいた。岡山市ではさんかくプランに具体的施策として挙げていることを説明。

○主な意見

- ・以前、防災の担当課職員が専門委員会に来て、男女共同参画の立場から必要なことについて提言を行ったが、備蓄品目など意見のすべては反映されなかった。
- ・防災における男女共同参画の視点は条例に入れた方がいい。
- ・委員会としては、人権の問題なので、どこかに反映したい。

議題2 その他

○次回開催予定

次回日程について事務局より説明